

新潟県条例第33号

新潟県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉法関係手数料条例（平成19年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前															
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、<u>児童福祉法施行令</u>（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び<u>児童福祉法施行規則</u>（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定試験機関が行う試験事務に係る手数料の納入等)</p> <p>第3条 法第18条の9第1項の規定により知事が試験事務の全部を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者又は<u>試験の全部の免除を受けようとする者は、別表1の項に規定する保育士試験手数料又は別表5の項に規定する保育士試験全部免除申請手数料</u>を当該指定試験機関に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関に納められた保育士試験手数料及び<u>保育士試験全部免除申請手数料</u>は、当該指定試験機関の収入とする。</p> <p>(手数料の納入方法)</p> <p>第5条 手数料は、<u>別表1の項及び5の項</u>に掲げるものにあつては条例で定める証紙により、その他のものにあつては知事の発行する納入通知書により納めなければならない。ただし、第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの及び知事が認めるものにあつては、この限りでない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">5 省令第6条の11の2第1項の規定により保育士試験の全部の免除を受けようとする者</td> <td style="border: 2px solid black;">保育士試験全部免除申請手数料</td> <td style="border: 2px solid black;">1件につき 2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	(略)			5 省令第6条の11の2第1項の規定により保育士試験の全部の免除を受けようとする者	保育士試験全部免除申請手数料	1件につき 2,400円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び<u>児童福祉法施行令</u>（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定試験機関が行う試験事務に係る手数料の納入等)</p> <p>第3条 法第18条の9第1項の規定により知事が試験事務の全部を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、別表1の項に規定する保育士試験手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関に納められた保育士試験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</p> <p>(手数料の納入方法)</p> <p>第5条 手数料は、<u>別表1の項</u>に掲げるものにあつては条例で定める証紙により、その他のものにあつては知事の発行する納入通知書により納めなければならない。ただし、第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの及び知事が認めるものにあつては、この限りでない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	(略)		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額														
(略)																
5 省令第6条の11の2第1項の規定により保育士試験の全部の免除を受けようとする者	保育士試験全部免除申請手数料	1件につき 2,400円														
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額														
(略)																

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。